

令和7年度

運輸安全マネジメントの公表



当社は、
旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7の規定に基づき、
輸送の安全を確保するために社員一丸となって取り組み、
それを次の通り公表致します。

代表取締役 傑 徹

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、従業員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
また、社内における安全に関する現場の声を真摯に受け止め、輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
そして、従業員一人一人が輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を持ち、全従業員が一丸となって、業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、絶えず輸送の安全性向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報は積極的に社内外に公表します。

2. 輸送の安全に関する重点施策等

輸送の安全に関する基本的な方針を実現させるための重点施策等は下記の通りです。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を効率的に行うよう努めます。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要に応じ是正措置、または予防措置を講じます。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

3. 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

令和6年度 安全目標 及び達成状況

- ① 人身事故ゼロ ⇒ 0 件達成
- ② 物損事故の大幅削減 32件→10件 ⇒ 35件 達成できず（すべてが軽微な物損事故でした）
- ③ 飲酒運転ゼロの継続 ⇒ 達成
- ④ 省燃費運転と適切な運転操作 ⇒ 改善しつつあるがさらにレベルアップを目指す
- ⑤ 車庫内バック誘導の徹底で事故の撲滅 ⇒ バック事故12件 達成できず

令和7年度の安全に関する目標は下記の通りです。

- ① 人身事故ゼロ
- ② 物損事故の大幅削減 35件 → 10件
- ③ 飲酒運転ゼロの継続
- ④ 省燃費運転と適切な運転操作
- ⑤ 車庫内バック誘導の徹底で事故の撲滅

4. 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令104号) 第2条に規定する事故に関する統計

1. 重大事故に関すること

令和6年度も重大事故は発生しませんでした

2. 行政処分

処分なし

3. 令和5年度に発生した事故の分類内訳

- ・有責事故 35件
- ・他責事故 6件
- ・人身事故 0件
- ・車内人身事故 0件
- ・物損事故 35件
- ・重大事故 0件

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置令

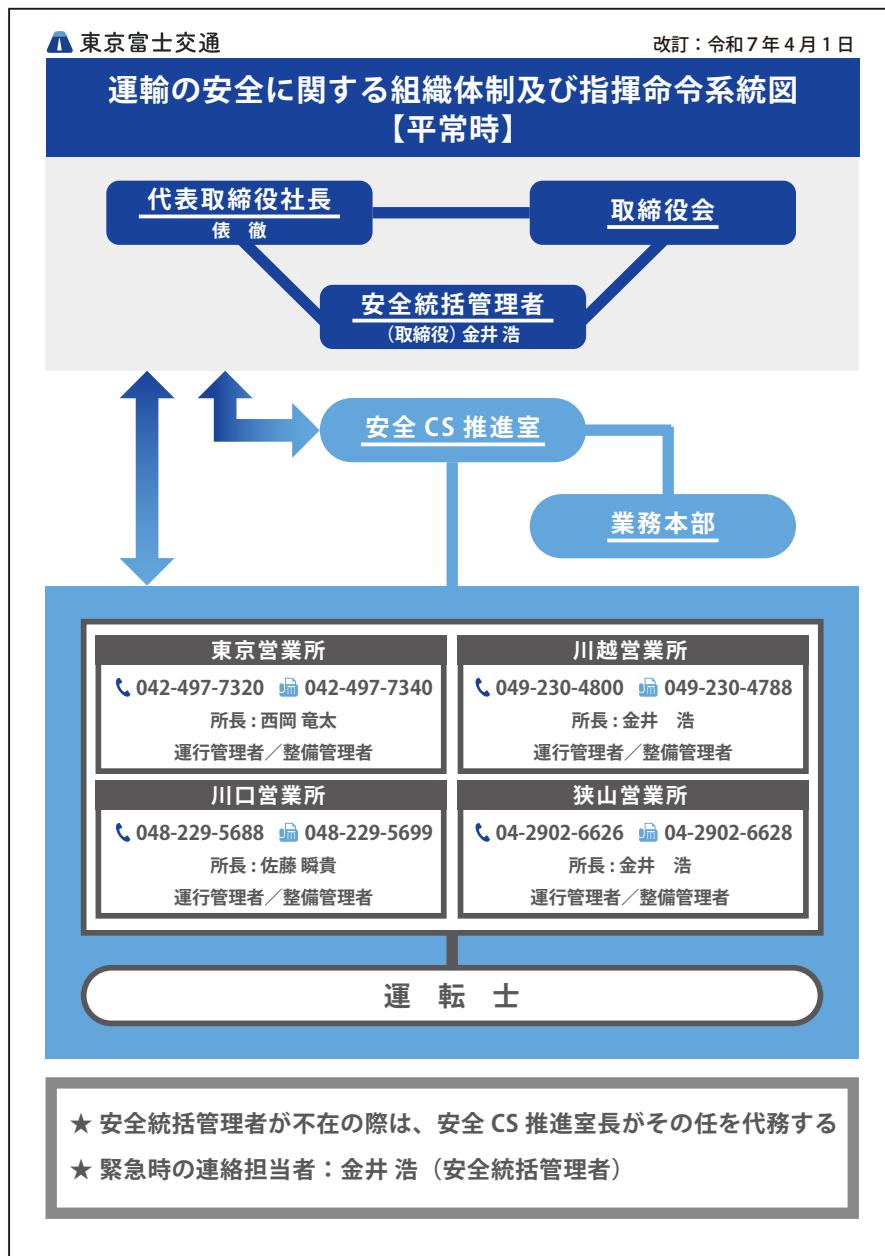
令和6年度 輸送の安全のために講じた措置

- ・乗務員への教育指導の回数をしっかりと維持し、安全のさらなる向上に努めました。
- ・安全、安心、おもてなしの心遣いで感動して頂ける運行を全社一丸となり進めました。
- ・内部監査の体制のさらなる強化をし、安全運行の意識を高めました。

令和7年度 輸送の安全のために講じようとする措置

- ・乗務員への教育指導の回数をしっかりと維持し、安全のさらなる向上に努める。
- ・安全、安心、おもてなしの心遣いで感動して頂ける運行を全社一丸となり進めます。
- ・内部監査の体制のさらなる強化をし、安全運行の意識を高める。
- ・安全運転5則を策定し、乗務員へ安全はすべてに優先するという理念を深く浸透させる。

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況 ①

安全計画に基づき、一般乗務員教育法定13項目を年間で6回に分けて実施し、特にヒヤリハット情報を集めたドライブレコーダーの映像を用いた教育については、6回すべてで実施し、概要と要因の解説を行った上で、再発防止策を協議する双方向の乗務員教育を実施しています。



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況 ②(運転者)

これらに加え、チェーン講習会、実物を使用した非常用信号器具（消火器・発煙筒）の使用方法の確認、実車を用いた事故災害訓練、防災救急協会職員による普通救命講習（心臓マッサージ・AED訓練機使用）の受講など、定期的な乗務員教育に加えて、より安全に繋げる研修を実施しています。



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況 ③(運転者)

初任運転者に対して行う、運転者として選任前に実施する20時間の実技指導については、十分に経験のある指導員を添乗させ、既存のすべてのルートを数週間にわたり、運行ルートの詳細の確認・ヒヤリハット地点の共有・起こりうるトラブルへの対処方法ディスカッション・異常気象時における注意点など、細かく丁寧に経験させています。

使用する大型・中型・小型それぞれについて経験させ、既存ルート以外の必要と思われる環境についても指導しています。10時間の座学指導については、法定6科目に加え、実技指導でのドライブレコーダー画像や入社時の適性診断の結果を用いて面談を行うことにより、新任運転者自身も運転時の傾向や癖を共有し、さらなる安全運転に繋げるための目標の設定と共有を行って、実技指導にて目標に対する進捗状況を確認し、フォローアップを行っています。選任後も定期的にヒアリングをし、経験値を高めています。

【令和6年度 初任運転者教育記録】

URL : <https://fkk-g.co.jp/wp-content/uploads/2025/12/0f7a229e0aaaedc441885ce70c9f6834.pdf>



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況 ④(運転者)

また、適性診断の受診、及び受診結果に伴う指導を実施し、高齢運転者に対しては、内閣府作成の資料などを基に脳トレや高齢運転者の事故の特徴、自らの運転行動の振り返りを行う、双方向の研修を実施することで安全への意識を高めています。



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況 ⑤

(運行管理者・整備管理者・各補助者)

- ・国土交通省、自動車事故対策機構、日本バス協会等が主催する安全に関する講習会の受講
- ・運行管理者、整備管理者の一般講習の受講
- ・安全統括管理者、統括運行管理者等による運行管理者、整備管理者に対する教育の実施
- ・運行管理者基礎講習、整備管理者選任前講習の受講

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果、並びにそれに基づき 講じた措置及び講じようとする措置

当社は、運輸安全マネジメントの実施状況を点検するため、

輸送の安全に関する内部監査を年1回実施しています。

令和7年度の実施状況は以下の通りです。

[実施期間] 令和7年3月

[監査対象] 社長・安全統括管理者・安全CS推進室

- ・本社営業所（乗合バス部、及び貸切バス部）
- ・川越営業所（貸切バス部）・狭山営業所（貸切バス部）・川口営業所（貸切バス部）

[監査結果] 大きな指摘事項はありませんでしたが、下記事項に関し指摘がありましたので、
それに基づき今後の取り組みとして実施してまいります。

軽微なヒヤリハット事例や軽微な自損事故をただ開示するだけではなく、

事故防止する為の分析をしっかりと行い、改善策をより具体的に検証し、共有し、

全乗務員にわかりやすく波及させる。必要に応じて、マニュアル等を作成し、蓄積していく。

9. 安全管理規程

別紙参照

東京富士交通株式会社 安全管理規程
(<https://www.nightliner.jp/html/anzenkitei>)

10. 安全統括管理者に係る情報

氏名 金井 浩

役職 取締役兼統括所長

11. 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報 (令和7年4月15日現在)

	本社営業所	川越営業所	川口営業所	狭山営業所
運転者	28名	27名	14名	11名
運行管理者	2名	2名	3名	2名
運行管理補助者	4名	5名	6名	5名
整備管理者	1名	1名	1名	1名
整備管理補助者	5名	6名	7名	6名

12. 事業用自動車に係る情報 (令和7年4月15日現在)

	本社営業所	川越営業所	川口営業所	狭山営業所
大型車	16両	7両	7両	3両
中型車	0両	4両	0両	0両
小型車	3両	22両	0両	3両

任意保険の加入状況 対人：無制限 対物：無制限